

「どうぞ」使用上の制約条件に関する一考察

周 国 龍

0 はじめに

日本語の「どうぞ」の使い方は一見易しいように見えるが、日本語学習者にはその使用が極めて難しく、表現上よく間違いを犯す。

例えば、×例1：すみません、どうぞ、鉛筆を貸してください。

などがその誤用の例である。

従来、「どうぞ」は丁寧さを高める働きがあると言われてきた。その働きのあることは確かであるが、日本語学習者にとっては、例1に見られるように、丁寧さだけでは「どうぞ」の正しい使い方の習得は不可能である。また、従来「どうぞ」には勧め、認め、依頼の用法があると言われてきたが、例1のように依頼であっても使えない場合もあり、このような用法を列挙してみても、日本語学習者の疑問に答えることにはならない。本稿は日本語学習者の「どうぞ」を使用する上での疑問に答える立場からその使用上の制約条件について考察を進めることを目的とする。

「どうぞ」の丁寧さの問題もこの制約条件の下で、その機能を発揮していると考えられるが、本稿では「どうぞ」の使用上の制約条件を明らかにすることを目的とするため、丁寧さの側面については触れないこととする。

1 先行研究

木村^(註1)は「‘どうぞ’は基本的には相手のため (The addressee's advantage) になる行為を勧めるための語であって、自分のための行為を依頼する表現にはな

じまない語である」と述べているが、果たして、「どうぞ」は木村が言うように、自分のための行為を依頼する表現にはなじまない語なのであろうか。

例2：三十を過ぎてやっと人並みの幸せを得た今の私の生活をどうぞそっとしておいてください。

例2は話し手自身のための行為を聞き手に依頼しているのが明らかである。この点について、森田^(註2)も「どうぞ」は「相手に行為することを認めたり、勧めたり、頼んだりする気持ちを表す」と指摘している。

森田はまた「‘どうぞ’は二人称の相手に、ある行為を促す言葉。その行為が相手の意志に発するか、当方の意志によるかは本質的な違いではない。」と指摘しているが、それは果たしてそうであろうか。

例3：静かにして下さい。

図書館で勉強している人のとなりで、うるさくおしゃべりをしている人がいるとする。勉強している人がもし彼らに注意をすれば、例3のように言うことができるが、「どうぞ」を付けて、「どうぞ静かにして下さい」とは言えない。それは相手はその時点で「静かにする」という行為をする意志のないことは勉強している人に分かっているからである。

例4：いい加減にして下さい。

例4の場合に「どうぞ」をつけることができないのも聞き手がそれをする意志がないからである。

例5：どうぞ召し上がってください。

例5の場合、一見、「召し上がる」という行為は相手の意志に発するか、当方の意志によるかははっきりしていないが、しかし、このような行為ならば、普通、聞き手に潜在的にその行為をする意志があると話し手が判断できる。これは次のような場面を考えれば自明になる。もし自信のない料理を作って、自分でもそんなにおいしくないと思い、しかも相手がそれを食べる気があるかどうかはとても疑わしいときは「どうぞ……」と言うことができるであろうか。むしろ、「食べてみませんか」、「食べてみてくださいませんか」などと言った相手の意志を聞く表現になるのが自然であろう。また、もし大変な自信作だと思ったが、相手は気が進まず、ちっとも食べようとしない場合、「是非食べてみてもらいたい」と話

し手が強く望んでいても、「どうぞ」は使えないであろう。もっとも、儀礼的に「何もありますが、どうぞ……」、「おいしくないかも知れませんが、どうぞ……」と招待する側が謙遜している場合、あるいは客が遠慮して食べないでいる場合なら別の話であるが。

例6：A：この鉛筆をちょっと貸してくださいね。

B：はい、どうぞ。

×A'：この鉛筆をどうぞ貸してくださいね。

例6は明らかにAの意志に発するもので、Bはその行為を認めるだけである。A'が間違いであるのはA'の意志だけでは「どうぞ」は使えないからである。

例7：どうぞよろしくお願いします。

例7は儀礼的な表現の場合を除き、何か依頼事をして、聞き手も承諾した時に、話し手がそれを言う場合は、見かけは話し手の意志に発するもののように見えるが、潜在的にはすでに聞き手がそうする意志がある表現になっている。それはもし聞き手に依頼事を拒否された場合、例7はもう言えないという事実からも分かるであろう。

以上、見てきたように、「どうぞ」の使用においては、その行為をする意志が相手にあることを前提としている。従って、どちらの意志によって、行為をするかにやはり本質的な違いがあるように思われる。

それから、「どうぞ」を勧め、認め、依頼に分類しているが、依頼と言っても、例1のように「どうぞ」を使えない例もあり、必ずしも十分とは言えない。

木村^(註3)は「勧めとしての「～(テ)クダサイ」に一層の丁寧さを加えて、「ドウゾ」を添えることは可能だが、依頼としてのそれに「ドウゾ」を添えることは一般に不自然な響きを伴いやすいということである」と述べて、また『どうぞよろしく(お伝えください)のような一部の儀礼的、慣用句的な表現に、あるいは「どうぞこの絵を私に譲ってください」と言ったような、「どうぞしてかなえてほしい」という切なる願いを込めた——それだけに依頼の内容もしばしば重くなる——表現を別にすれば、一般に、日常的なちょっとした行為の依頼に用いる場合の「～(テ)クダサイ」には「どうぞ」はそぐわない』と言っている。

切なる願いを込めたからといって、いきなり「どうぞ」を使って依頼すること

ができるものではない。例えば：

例8：どうぞ100万円を貸して下さい。

依頼の内容は重いからといって、聞き手に向かって、いきなり例8を切り出しては正しい表現にならないであろう。もっとも、‘貸そうか’と聞き手が意志を表明した時、あるいは、話し手の説得によって、貸す気持ちになりかけた時、「どうぞ～」が使える。

「どうぞ」については、普通、話し手の利益になるか、聞き手の利益になるかで「どうぞ」をえるかどうかという木村の視点、依頼、認め、勧めと言った森田の分類がある。また「どうぞ」に丁寧さを高める働きがあるという木村、中村^(註4)の論述もあるが、それらはそれぞれ「どうぞ」の事実の一側面を反映したものに過ぎない。日本語学習者のために「どうぞ」をもう一度考え直す必要がここにある。

本稿はこのような利益の所属、あるいは依頼か、勧めかと言った分類の視点からではなく、日本語の「どうぞ」を使用する制約条件という視点から考えてみることにする。この制約条件をはっきりさせることは日本語学習者の「どうぞ」についての誤用を克服するのに大いに役立つものと思われる。

なお、例1のような文は「どうか」に置き替えると自然な文になるが、本稿は主に「どうぞ」の使用の制約条件について考えていくので、「どうか」については触れることはあるであろうが、深入りはしない。

以下、「どうぞ」に次のような制約条件があると仮説を立てて、検証していく。

2 仮説

「どうぞ」使用上の制約条件：要求する行為については、何らかの形で、聞き手がその行為を実行する意志、あるいは願望があると話し手が判断できる時、初めて「どうぞ」が使える。（これから、便宜上、行為を要求する側を話し手、要求される側を聞き手とする）

検証していくにあたって、次のように分けて考えていく。

1. 話し手が聞き手に要求しようとする行為については、聞き手がすでにやる

意志があると話し手が認めるとき、あるいは、話し手の説得により、聞き手がそれをしようと思いだめたときに、話し手が聞き手を促す意味で、「どうぞ」が使える。

2. 話し手が聞き手に要求しようとする行為については、聞き手が実行するのを望んでいると話し手が判断できる時に、「どうぞ」が使える。

以下、この仮説を検証していく。

3 検 証

仮説1の場合、聞き手の行為を実行する意志の有無は、その会話の流れ、場面、または聞き手の表情等によって話し手がそれを判断できる場合である。

例9：おしん：そこまでおっしゃってくださるのでしたら、喜んで……。但し、
いただくわけにはいきません。月々お払いできるだけのものを……五年
かかるか十年かかるかわかりませんが、必ずお返しするという条件で……。
川村：お母さんがそうおっしゃるのでしたら、どうぞお気の済むように……。

例10：「瞳、早く渡らないと……」

「横谷先生？うちの顧問の？」

「そうよ。ほかに同じ名前の先生なんていないでしょう。ほら、信号変わっちゃう！」

「真知子と横谷先生が？」

「死にたきゃ勝手にどうぞ！」

例9、例10はそれぞれの会話の流れの中で、聞き手が行為を実行する意志があるということを話し手は容易に判断できる。

例11：近くでもどうぞ

例11はタクシーの扉当たりに張ってある広告である。それは「近くでもお乗せいたしますから、遠慮せずにどうぞお使い下さい」と言った意味であろう。それは、タクシーは近いところに行きたがらないと乗客が思いがちであり、あるいは、乗客が近くでタクシーに悪いと遠慮しているのをタクシーの運転手が推測しているといった事情があったからである。いずれにしても、乗客がタクシーに乗りた

いという意志があるとタクシーの運転手が判断しているから、この表現が使えるのである。この「近くでもどうぞ」の一言に運転手が実に乗客の気持ちをよく理解し、その心を捕らえていると言わなければならない。もし「どうぞお乗り下さい」と張ってあったら、どうなるであろう。タクシーがキャンペーンをやっている、サービスするのならともかく、普通の場合、それは使えない。というのはタクシーの運転手に道行く人が皆タクシーに乗りたい意志があると判断できる理由はどこにもないからである。

例12：どうぞ宜しく願います。

これはあいさつとして使われる場合は儀礼的な意味であるが、本当に何か具体的な行為をお願いするときは違ってくる。もし、話し手が要求する行為を聞き手がしぶしぶと引き受けようとしないうでであったら、話し手が「どうぞ宜しく願います」とは言えない。それよりも、「是非宜しく願います」、「何とかして願います」、あるいは「どうかよろしく願います」などを使うほうが自然な表現になるであろう。もし聞き手がそれを引き受ける、あるいは引き受けてくれそうであったならば、初めて「どうぞ宜しく願います」と言うことができる。それはつまり聞き手がその行為を実行する意志があると話し手が判断できたからである。

例13：どうぞ勝手にして下さい。

これは聞き手が頑固に自分の意志を堅持し、話し手の説得をどうしても聞き入れない時に、話し手がすてばちに言う表現であるが、それは聞き手にしたいことをさせるということである。言い替えれば、聞き手はその行為をする意志があると話し手が判断していることである。それは大体話し手が怒って言う場合であるが、これと裏腹に

例14：どうぞおすきなようにして下さい。

は皮肉で言う場合もあるが、聞き手の意志を尊重して言う表現でもある。

例15：A：ちょっと塩を取ってくれる？

B：(渡しながら) はい、どうぞ (使して下さい)

これは明らかに聞き手にその行為をする意志がある。

例16：初子：(禎に) 私はここのものがいらなくなったから、ちょうどうちも

飲食道具を揃えなきゃならないので、いただいただけなんです。もし禎ちゃんが欲しいものがあったら、どうぞもって行って頂戴。

例16は「欲しいものがあったら」という仮定の上で話を進めている。その仮定が成り立つとすれば、即ち、聞き手にそれをする意志があると話し手が判断できるということになるので、「どうぞ」が使えるわけである。

例17：裁判長さま、私らは主人が死んだから、いくらお金を払えと言ってるのやないのだす！患者に対して、不誠実な、人間味のない診察しかしてもらえなかったことが我慢ならんのです。そういう医者^を法によって裁いていただくことは私等のためだけのう。こんな医者に誤診され、泣き寝入りしている世の多くの患者や遺族のためでもおます。どうぞ今度こそ、公平にお裁き下さい！

例17は言うまでもなく、裁判長は何らかの判決を下さなければならない。話し手はここで切実な理由を申し立てて、裁判長を説得している。この説得によって、裁判長に「今度こそ、公平に」判決を下す意志があると見なして、初めて「どうぞ」が使える。

例18：主人が旋盤工という傷をしやすい職場にいますから、いつ、また私が看護婦として働きに出かけなければならぬかもしれませんし、何よりも私は現に妊娠していて、お医者様のお世話になる身です。三十を過ぎてやっと人並みの幸せを得た今の私の生活をどうぞそっとしておいて下さい。

証人の件を依頼に来た人に、話し手がいくつかの理由を語って、聞き手がこのような事情なら、きっと同情してくれて、「そっとする」意志になりかけていると話し手が判断して、「どうぞ」が使える。

例19：長江（揚子江）流域を中心とした地域で、大洪水が発生して、1千人以上が死亡し、経済的損失も7千億以上にたつするほどの規模の大きい水害に見舞われました。中国政府は、現在各国大使館を通じて緊急援助を求めている。……募金活動を9月末まで続け、一人一人の名簿を10月初めに中国大使館に送りたいと思いますので、どうぞ同学の皆様、金額の多少にかかわらず、ご協力をお願いします。

例19はまず中国の水害の事情を説明して、同情心を起こさせ、その上で、協力する気持ちが芽生えてきたと判断して、「どうぞ」を用いている。

例17, 例18, 例19はいずれも「どうぞ」を「どうか」に言い替えることができるが、「どうか」は聞き手の意志の有無に関係なく、とにかく自分が相手にしてもらいたいと依頼する場合の表現である。「どうぞ」は「どうか」とは違って、聞き手の意志があると話し手が認識し、あるいは判断して、初めて使える。

このように「どうぞ」が使えるのは聞き手がその行為をする意志がある場合に、あるいは、話し手の懸命の説得によって、聞き手がそれをしたい気持ちになったと話し手が判断した場合に限られているようである。

次に聞き手に要求される行為をする意志があるかどうか話し手が定かに判断できない場合に「どうぞ」が使えない例を反証として挙げておく。

例20：静かにして下さい。

例21：いい加減にして下さい。

×例22：ちょっと見えにくいので、どうぞ大きく書いて下さい。

例20, 例21, 例22は話し手の意志に発するもので、少なくとも発話する時点では、聞き手にその行為をする意志があるとは判断できないので、「どうぞ」は添えることができない。

例23：摩子はそっとしておいてやってくださいませ。とても傷つきやすい娘で、
こんな恐ろしい事件が起きた直後に、刑事のほうから何か聞かれるなんて、到底神経が耐えられないに違いありません。

例23は、犯人と疑われて、刑事に事情聴取されようとしているところで、摩子の母親が言った言葉である。勿論、刑事は摩子を「そっとしておいてやる」意志がない。摩子の母親にも恐らく分かっているであろう。従って、「どうぞ」を添えることはできない。

同じ「そっとしておく」にしても、例18の聞き手は説得によって、その行為をする意志を持ちうるが、例22の刑事はその意志をもち得ないであろう。

例24：ちょっと見えにくいので、大きく書いてください。

この表現は自然な日本語ということが出来る。しかし、

×例25：ちょっと見えにくいので、どうぞ大きく書いてください。

のように「どうぞ」が入ると、たちまち不自然な表現になってしまう。それは話して自身が聞き手に大きく書かせる意志があるにしても、聞き手にその意志があるかどうかは話し手としては判断できるはずがないので、「どうぞ」が入ることによって、不自然な表現になってしまうわけである。

また、会話の流れ、場面等ではっきりしていない場合、話し手の判断次第で違ってくる。つまり、話し手は、聞き手にその行為をする意志があると判断したならば、「どうぞ」が使えるし、その意志があると判断できなければ、「どうぞ」は使えないことになる。

例26：先生にあんなことをしていただくと心苦しくて困るんです。あたし何とかがしてさっきのお金を働いてお返ししますから、金額を教えてください。

先生に「金額を教える」意志があると認められれば、「どうぞ」が使えるし、認められなければ、使えない。

例27：お母さん、私は雄君の代わりに生き残ったんです。私でお役に立てることがあったら、雄君の代わりにできるだけことはさせていただきます。雄君だと思って何でも遠慮なくおっしゃってください。

「おっしゃってください」の前に「何でも遠慮なく」という言葉があり、またかなり丁寧に話しているから、「どうぞ」を入れても良さそうであろうが、ただ、聞き手のおしんに「おっしゃりたい」気持ちがあるかどうかは話し手の川村がどう判断しているにかかっている。「おっしゃりたい」意志があると判断しているならば、当然「どうぞ」は使えるが、そのように判断していない場合は「どうぞ」は使えない。この例で、「どうぞ」が使われていないのは話を切り出した段階なので、聞き手のおしんに「おっしゃりたい」気持ちがあるかどうか、話し手の川村にはまだ判断できていないからであろう。

このような例で分かるように、聞き手の意志があるかないかは「どうぞ」が使えるかどうかの制約条件の一つである。

次は仮説2の検証をする。

聞き手がそう望んでいるであろうと話し手が推測できるのはその行為を行うことによって、聞き手にとっては利益が生まれるからである。話し手はその聞き手

が望んでいる行為の実行を促しているだけである。

例28：どうぞお身体に気をつけてください。

例29：どうぞお大事に。

例30：どうぞ良いお年を。

例28, 29, 30は人間の通常の感情から言えば、だれもが望んでいることであろう。

例31：どうぞ食べてください。

例32：どうぞお座り下さい。

例31, 32は聞き手が遠慮しているかもしれない、あるいは本当にそれを食べたくない、座りたくないかもしれないが、聞き手が最初から拒否反応を示さない限り、話し手はそのような、聞き手が望んでいると思われることを実行に移すように促すことができるであろう。

もっとも、例28から例30までは、明らかに聞き手がそれを望んでいて、実行したい意志があると話し手が認めても差し支えないが、聞き手が望んでいるかどうか微妙な時、話し手の考え次第で、それを認めたり、認めなかったりすることがあるので、「どうぞ」を使うのは聞き手にその行為をする意志、あるいは願望のあることが前提となっている。

「どうぞ」の制約条件はその共起性から検証できる。要求表現の形式はいろいろあるが、形式のあるものと言えば、「動詞の命令形」から「～しなさい」、「～してくれ」、「～して頂戴」、「してください」、「～お願いします」、「～してくれるか?」、「～してもらえるか?」などあるが、「どうぞ」と一緒に使えないのが「～してくれるか?」、「～してもらえるか?」そして、「～したら……?」など聞き手にその意志を聞くという形式である。それは聞き手にそれを実行する意志があるかどうかを聞く形式であるから、当然その時点では聞き手のそれを実行する意志の有無が話し手に判断することができるはずはない。従って、「どうぞ」は疑問の形式と一緒に使えないのである。また一方、動詞の命令形や、「～してくれ」、「～しなさい」のような命令の色彩の濃いものほど、「どうぞ」と一緒に使われることが少ない。それは命令は一方的で、聞き手の意志の有無とは関わりが薄いからである。特に「～のだ」という命令を表す形式の時、例えば、

例33, 静かにするのだ。

のような、話し手の意志だけで、聞き手の意志など全然考慮に入れないときは「どうぞ」の入る余地は全くない。

また「～してもらいたい」、「～したい」、そして、「暑いなあ」と言って、窓を開けさせると言ったいわゆる間接的な要求表現の場合も、聞き手の意志いかに関係なく、ただ話し手自身の願望を表明しているだけのときは「どうぞ」と一緒に使えない。それから、「たばこがある?」、「この字が読める?」のように、ただ聞き手にその行為に関する実行能力の有無を聞く場合、婉曲とはいえ、聞き手の意志はもとより、それよりも前の段階にある能力を聞いているのであるから、「どうぞ」は使えない。

一人称も二人称も含めた表現形式である「～しようではないか」、「～しよう」のような表現は聞き手の意志だけでなく、話し手自身の意志も起こさせようとしているから、明らかに「どうぞ」の制約条件に違反している。従って、「どうぞ」と一緒に使えない。また、一人称に使われる「～しよう」という表現は、話し手自身の意志表明だけであるから、言うまでもなく「どうぞ」と一緒に使えない。

これを表にまとめると次の通りである。

～して下さい		↑ 使用の許容度 ↑	高
～お願いします			
～しなさい	～して頂戴		
動詞の命令形	～してくれ		
～してくれるか	～してもらえるか		
～したら……?			
～しようではないか	～しよう		
～するのだ			
～してもらいたい、～したい、等いわゆる間接的要求表現			

(注) : ここで言う使用の許容度が低いとは全く使用できない表現をも含めるという意味である。

4 結 び

従来、「どうぞ」は勧め、認め、依頼とに分類されてきたが、とりわけ依頼の「どうぞ」についての説明は曖昧で、日本語学習者には理解できないところが多く、そのことが「どうぞ」の誤用につながっていたものと思われる。

日本語の「どうぞ」は主に要求行為に対する聞き手の意志を話し手が確認し、その意志があることを判断できた段階で、初めて使えるのである。もし聞き手のそれをする意志が認められなければ、「どうぞ」は使えないのである。もっとも、話の前後で聞き手の意志がはっきりした場合は話し手が「どうぞ」を使うかどうかを判断できるが、話の前後で聞き手の意志の有無がはっきりしない場合は話し手個人の判断に依存している面がある。このことが「どうぞ」の使用面において、揺れの見える原因であると考えられる。

本稿では、日本語の「どうぞ」使用上の制約条件だけを考えてきたが、「どうぞ」には丁寧さの側面があることも事実である。本稿の観点から言えば、「どうぞ」の丁寧さは話し手が聞き手の意志を尊重するというところから生まれたのではないかと思われるが、この丁寧さについての考察はこれからの課題とする。

注

1. 木村英樹 (1987) 「依頼表現の日中対照研究」『日本語学』十月号 明治書院 p. 60
2. 森田良行 (1977) 『基礎日本語 (1)』角川書店 p. 317
3. 木村英樹 (1987) 上掲論文 p. 59~60
4. 中村平治 (1988) 『日英語の依頼と応答』大阪教育図書

(しゅう こくりゅう 日本言語文化)